2015（平成 27）年度
法務研究科　法務専攻（法科大学院）A 日程　入学試験問題

「小 論 文」

（60 分）

注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。

【問題】以下の資料１～３を読んで、司法修習生に対する給費制につき、(A)給費制を復活させるべきだとする主張および給費制を復活させるべきではないとする主張をまとめた上で、(B)この問題に対するあなたの見解を述べなさい。(配点100点)

資料１

資料１の問題文は、著作権の都合により掲載しておりません。
ご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

（出典：司法修習生の給費廃止違憲訴訟 HP〈http://kyuhi-sosyou.com/about/index.htm〉より。2014 年 5 月 18 日閲覧。）

資料２

資料 2 の問題文は、著作権の都合により掲載しておりません。
ご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

資料 2 の問題文は、著作権の都合により掲載しておりません。
ご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

（出典：弁護士　香川朋子「司法修習生の給費制を維持すべきか？」（H22.9.13）
〈http://www.ethos-law.jp/node/353〉なお本資料の文中では、漢字のルビを省略している。）

資料３

資料 3 の問題文は、著作権の都合により掲載しておりません。
ご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

資料 3 の問題文は、著作権の都合により掲載しておりません。
ご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

資料 3 の問題文は、著作権の都合により掲載しておりません。
ご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

（出典：西原理恵子『スナックさいばら　おんなのけものみち　男なんかいらねくね？編』236-243 頁（KADOKAWA、2014 年）。なお問題文では、縦書きの原文を横書きに変え、漢数字を算用数字に変え、漢字のルビを省略している。）

入試日程　A日程　　出題科目名　小論文

１．出題の意図

司法修習生への給費制復活に関する資料（復活を求める声明、復活について批判的な弁護士のエッセイ）と一般の奨学金に関する意見を読んで、給費制復活に関する賛否をまとめ、自らの見解を述べる中で、対立する見解の要点をまとめる力、それらを踏まえて、自らの見解を論理的に展開する文章力などを問うたものである。

司法修習生への給費制は、法曹を目指し、法科大学院に入学しようとしている者にとっては、自分の利害に関わる問題であり、自分の損得だけでいえば、給費制復活大賛成となりそうなところである。このような自分の利害に密接に関わる問題について、あえて客観的に考え、自分の見解を説得力ある形で提示することができれば、他の問題についても、論理的な文章を作成できる可能性が高いだろうということで、このような問題を出題したものであり、給費制に賛成反対のいずれの見解をとるものであっても、それがある程度の説得力を持って述べられていれば、高い評価を与えることとした。

２．講評

司法修習生に対する給費制度復活に対する賛成論反対論を、資料の見解を元にまとめる際に、給費制の可否と関係ない見解（例：資料２のうち、給費制の維持の署名を求める弁護士会の態度に承服しがたいものがあるという部分など）が見受けられた。

また、賛成論反対論に付いてのまとまりが悪い答案、一方的に自分の意見のみを述べている答案が散見された。さらに、資料３を活用することができず、一般の奨学金は返済義務があることと、修習生の給費制との均衡について適切に論ずることができなかった答案がかなりの数見られたことは残念だった。